

締約国に関する情報
L A

ラオス人民民主共和国

附属書 B 1
L A

一般情報

国内官庁の名称 Department of Intellectual Property, Ministry of Science and Technology (Lao People's Democratic Republic)
(科学技術省知的所有権部 (ラオス人民民主共和国))

所在地及び郵便のあて名 Nahaidyao Road, Chanthabouly District, P.O.Box 2279, Vientiane, Lao People's Democratic Republic

電話番号 (856-21) 213 470 (内線154)
ファクシミリ装置 (856-21) 213 472
電子メール dip.laopdr@gmail.com

kkeobounphanh@yahoo.co.uk
saybandith30@gmail.com

インターネット http://dip.gov.la

PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法 受理しない

郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1) 受理する。ただし、DHL、EMS、Federal Express 又はTNTの配達サービスを条件とする。

ラオス人民民主共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁 WIPO国際事務局 (附属書C参照)

ラオス人民民主共和国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 科学技術省知的所有権部 (ラオス人民民主共和国)

ラオス人民民主共和国を選択できるか? できる (PCT第II章に拘束)

PCTに基づき取得可能な保護の種類 特許, 実用新案

国際型調査に関するラオス人民民主共和国の規定 なし

国際公開に基づく仮保護 なし

ラオス人民民主共和国が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

ラオス人民民主共和国が指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期 願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の受領日から3箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか? なし